

令和7年度

品川区会計年度任用職員 (児童相談所) 募集案内

令和7年12月26日
品 川 区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1 採用する職、採用予定数等 ※定員に達し次第締め切り

職	職務内容	採用予定数
児童虐待等対応専門員 (土日祝勤務あり)	児童等に係る相談、虐待通告の電話対応、児童の安全確認への同行およびその他関連する職務	若干名
一時保護所日中児童指導員 (土日祝勤務あり)	一時保護所の入所児童の生活・学習支援の補助、通学時送迎業務、施設の維持管理に関することおよびその他入所児童に関する職務	9人程度
一時保護所夜間児童指導員 (土日祝勤務あり)	夜間における一時保護所の入所児童の生活支援補助、施設の維持管理およびその他入所児童に関する職務	5人程度
一時保護所夜間児童補助指導員 (土日祝勤務あり)	入所児童の学習支援や在籍校との連絡調整に関することおよびその他関連する職務	若干名
一時保護所学習指導員	入所児童の学習支援や在籍校との連絡調整に関することおよびその他関連する職務	若干名

※ 里親支援等専門員・児童相談業務人材育成専門員は、定員に達したため、募集を終了しました。

※ 勤務場所は、すべて品川区児童相談所（北品川3-10-9）です。

2 受験資格、勤務日数等

別表のとおり

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方（最終ページ参考参照）は、応募できません。

3 採用予定期

随時採用（令和8年5月1日以降）

4 任 期

採用日から令和9年3月31日までの間

5 申込方法

「品川区電子申請サービス」からお申し込みください。なお、アップロードする顔写真は、撮影から6ヶ月以内のものを使用してください。

申込方法

パソコンおよびスマートフォンからお申し込みいただけます。
受付期間内に、以下の二次元コードまたは申請ページから「品川区電子申請サービス」にアクセスし、必要事項をご入力のうえお申し込みください。
(※希望する職種によって、申請ページが異なりますので、ご注意ください。)

【児童虐待等対応専門員】



https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3984

【上記以外の職種】



https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3828

※ 郵送でのお申込みは、受け付けておりません。

6 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。 ※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	随時通知
選考方法	面接 ※ 上記選考日の午前9時～午後5時の間に行います。
最終合格発表	随時通知 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※ 面接欠席者は辞退とみなし、合否に関する通知はしません。

7 第二次選考（面接）会場

品川区児童相談所（品川区北品川3-10-9）

- ・京急本線「新馬場駅」徒歩8分程度
- ・JR「大崎駅」徒歩15分程度
- ・東急バス「新馬場駅前」徒歩5分程度

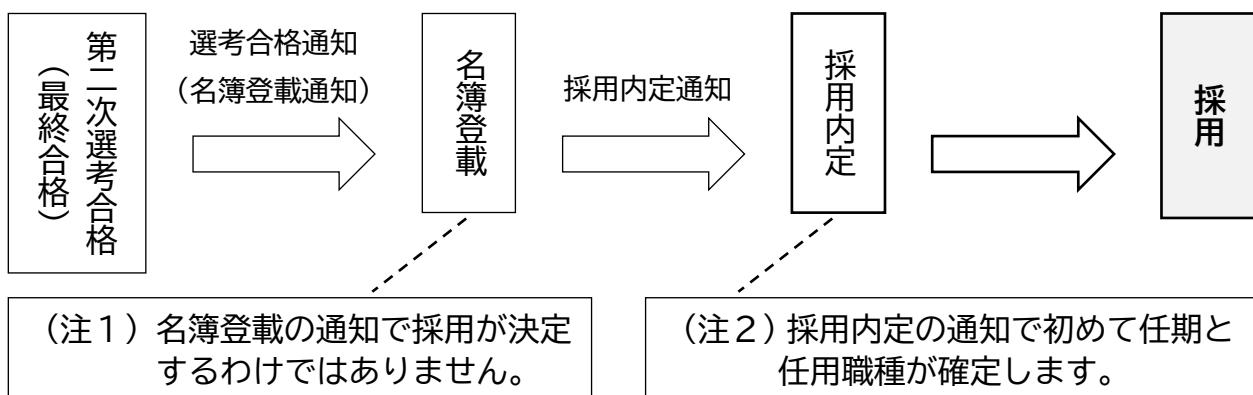
※ 東京都品川児童相談所（北品川3-7-21）とお間違いのないようご注意ください。



8 合格者の取扱い

選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和8年6月30日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



9 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適性を欠くことが明らかとなった場合

10 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

11 勤務条件等

【令和7年12月1日現在】

- (1) 報酬（地域手当相当報酬含む）、勤務日数、勤務時間
別表のとおり

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

(2) 諸手當に相当する報酬等

通勤手当、期末手当（※1）および勤勉手当（※1）や超過勤務手当（※2）および夜勤手当（※3）に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

※1 一定の要件を満たす場合に支給します。

※2 勤務日における7時間45分に達するまでの勤務時間に対する支給割合は100/100となります。ただし、1週間当たりの勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務時間に対する支給割合は125/100（割増）となります。

※3 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に25/100を乗じて得た額を支給します。

(3) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(4) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに、労働災害補償または公務災害補償の対象になります。

12 問合せ先

品川区児童相談所児童相談課管理事務係

住所：北品川3-10-9 電話：03-6712-8261 FAX：03-6712-8273

※ 選考内容・結果についての問合せには応じられません。

参考 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。（心身耗弱を原因とするもの以外）

その他

個人情報の取扱いについて

個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

性犯罪前科の確認について

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、任用される職の職務内容によっては特定性犯罪の前科の有無について確認を行う場合があります。